

第51期

# 定時株主総会招集ご通知

---



日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時20分）



場所

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号  
レンブラントホテル海老名  
3階 ラ・ローズ



決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

株式会社 **メイコー**

証券コード：6787



## 株主のみなさまへ

---

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第51期定時株主総会を6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、株主総会の議案とメイコーグループの第51期の概況について記載しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 名屋 佑一郎

### 目次

第51期定時株主総会招集ご通知 ……	2
株主総会参考書類 ……	5
事業報告 ……	15
連結計算書類 ……	34
計算書類 ……	50
監査報告書 ……	60

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号  
**株 式 会 社** **メ イ コ ー**  
代表取締役社長 名 屋 佑 一 郎

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご覧  
くださいますようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://www.meiko-elec.com/ir/stock/meeting.html>



### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスし、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の  
順に選択してご覧くださいますようお願い申し上げます。



なお、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。株主総会  
参考書類をご検討の上、**2026年6月25日（木曜日）午後5時20分までに**議決権を行使して  
いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2026年6月26日（金曜日）午前10時**
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号  
**レンブラントホテル海老名 3階 ラ・ローズ**
3. 目的事項 **報告事項** 第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
  1. 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 計算書類の内容報告の件**決議事項** **第1号議案 取締役9名選任の件**  
**第2号議案 監査役3名選任の件**

以 上

◎議決権行使に関する事項は3ページから4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、株主様へご送付している書  
面には、法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項の①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用  
状況」、②連結計算書類のうち「連結注記表」、③計算書類のうち「個別注記表」を記載していません。従いまして、本書面  
は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

### インターネット等による議決権行使



**行使期限** 2026年6月25日（木曜日）午後5時20分

当社指定の議決権行使サイト <https://www.web54.net>にて  
行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

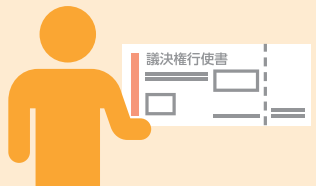
### 書面（郵送）による議決権行使



**行使期限** 2026年6月25日（木曜日）午後5時20分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、**行使期限までに到着するようご返送ください。**議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 当日ご出席の場合



**開催日時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出ください。**  
(受付開始 午前9時20分)

#### 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

**なお、当日ご出席の場合は、インターネット等又は郵送（議決権行使書用紙）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。**

### (1) スマートフォンをご利用の方 （「スマート行使」によるお手続き）



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

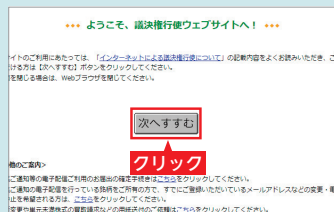
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記(2)の議決権行使サイトへアクセスしてください。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

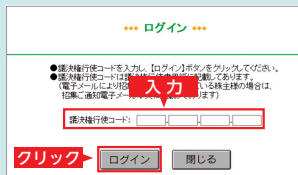
### (2) パソコンをご利用の方 （「議決権行使サイト」によるお手続き）



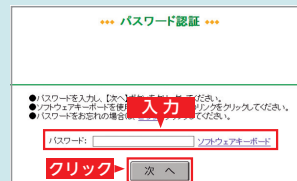
#### 1 議決権行使サイトへアクセスし、**「次へ進む」**をクリック



#### 2 お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック



#### 3 お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック



以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- インターネット等による議決権行使は、スマートフォン又はパソコンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- インターネット等による議決権行使は、2026年6月25日（木曜日）午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使ウェブサイトの  
ご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

**0120-652-031**（午前9時～午後9時）

<その他のご照会> **0120-782-031**（午前9時～午後5時※土日祝日及び年末年始を除く）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	なや ゆういちろう 名屋 佑一郎	再任	代表取締役社長執行役員
2	さかて あつし 坂手 敦	再任	代表取締役副社長執行役員
3	わだ じゅんや 和田 純也	再任	取締役専務執行役員
4	ききょう よしひと 桔梗 芳人	再任	取締役常務執行役員
5	なや しげる 名屋 茂	再任	取締役常務執行役員
6	つちや なお 土屋 奈生	再任 社外 独立	社外取締役
7	にしやま ようすけ 西山 洋介	再任 社外 独立	社外取締役
8	はらだ たかし 原田 隆	再任 社外 独立	社外取締役
9	こばやし としふみ 小林 俊文	再任 社外 独立	社外取締役



**1** な や ゆう いち ろう  
**名屋 佑一郎** (1943年12月9日生)

再任

**略歴、地位及び担当**

- 1975年 11月 当社設立 代表取締役社長
- 1982年 3月 マルチテック株式会社 (現株式会社メイコーテック) 代表取締役
- 1997年 3月 株式会社山形メイコー代表取締役
- 1998年 12月 名幸電子 (広州南沙) 有限公司 董事長
- 2005年 7月 名幸電子 (武漢) 有限公司 董事長
- 2006年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)

**重要な兼職の状況**

- 名幸電子香港有限公司 董事
- Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. Chairman of the Board
- Meiko Electronics Thang Long Co.,Ltd. Chairman of the Board
- 広州市斯皮德貿易有限公司 董事長

所有する当社株式の数

普通株式4,704,515株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

**取締役候補者とした理由**

名屋佑一郎氏は、創業者として、当社設立以来、経営のトップとして当社を牽引し成長させてきた実績及び優れた経営手腕並びに当社全体及び電子回路基板業界に対する深い知見を有しており、今後もその経営手腕及び知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



**2** さか て あつし  
**坂手 敦** (1973年11月24日生)

再任

**略歴、地位及び担当**

- 1996年 4月 当社入社
- 2011年 3月 当社経営改革室長
- 2018年 4月 当社執行役員  
当社製造本部長
- 2019年 4月 株式会社山形メイコー代表取締役
- 2021年 4月 当社常務執行役員
- 2021年 6月 当社取締役常務執行役員
- 2022年 10月 当社基板事業統括本部長 (現任)
- 2023年 4月 当社取締役専務執行役員
- 2024年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式5,010株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

**取締役候補者とした理由**

坂手敦氏は、当社グループの工場を統括してきた実績、経験及び専門的な知識並びに当社子会社の代表取締役として経営に携わってきた経験を有しており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**3**わだ じゅんや  
**和田 純也**

(1961年3月6日生)

**再任****略歴、地位及び担当**

1984年 4月 日本ビクター株式会社（現株式会社JVCケンウッド）入社  
 2008年 4月 当社入社  
 2010年 6月 名幸電子（広州南沙）有限公司工場長  
 2012年 6月 当社執行役員  
 Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. General Director、工場長  
 2014年 2月 当社品質保証本部長  
 2016年 4月 当社上席執行役員  
 2016年 8月 名幸電子（広州南沙）有限公司董事総経理  
 2017年 4月 当社常務執行役員  
 名幸電子（広州南沙）有限公司董事長（現任）  
 名幸電子（武漢）有限公司董事長（現任）  
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員  
 2021年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）、社長室長  
 2022年 10月 当社管理統括本部長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式5,191株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

**重要な兼職の状況**

名幸電子（広州南沙）有限公司董事長、名幸電子（武漢）有限公司董事長

**取締役候補者とした理由**

和田純也氏は、広州南沙で工場長を務め、当社グループの中国拠点を統括してきた実績及び経験並びに品質保証部門を統括してきた経験を有しており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**4**ききょう よしひと  
**桔梗 芳人**

(1955年2月5日生)

**再任****略歴、地位及び担当**

1978年 4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行  
 2000年 4月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）大阪営業部長  
 2003年 10月 株式会社りそな銀行執行役東京営業推進部長  
 2004年 4月 同社常務執行役員  
 2005年 6月 株式会社近畿大阪銀行（現株式会社関西みらい銀行）代表取締役副社長  
 2006年 6月 同社代表取締役社長、株式会社りそなホールディングス経営執行役員  
 2012年 3月 シークス株式会社取締役  
 2013年 3月 同社代表取締役社長  
 2020年 3月 同社相談役  
 2020年 6月 当社顧問  
 2021年 4月 当社常務執行役員、当社EMS・映像・産機統括本部長  
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）  
 2022年 11月 当社EMS統括本部（現電子機器事業統括本部）長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式1,254株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

**取締役候補者とした理由**

桔梗芳人氏は、他社において代表取締役社長として経営に携わってきた実績及び経験並びに電子機器事業に対する深い知見及び理解を有しており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



**5** <sup>な や</sup> **名屋** <sup>しげる</sup> **茂** (1975年1月9日生)

**再任**

**略歴、地位及び担当**

2004年 3月 当社入社  
 2017年 5月 株式会社メイコーテック代表取締役（現任）  
 2018年 4月 当社新事業開発部長  
 2021年 4月 当社執行役員、当社パワーエレクトロニクス本部長  
 2021年 6月 当社取締役執行役員  
 2024年 4月 当社取締役常務執行役員（現任）  
 2025年 7月 当社基板事業統括本部技術開発本部長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式25,910株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

**重要な兼職の状況**

株式会社メイコーテック代表取締役

**取締役候補者とした理由**

名屋茂氏は、当社子会社の代表取締役として経営に携わってきた実績及び経験並びに当社の製品及び技術の研究開発への深い知見を有しており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



**6** <sup>つち や</sup> **土屋** <sup>な お</sup> **奈生** (1973年10月23日生)

**再任**

**社外**

**独立**

**略歴、地位及び担当**

2003年 10月 第一東京弁護士会登録、単国際法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所  
 2012年 1月 隼あすか法律事務所パートナー  
 2012年 6月 株式会社シーボン社外監査役  
 2014年 11月 PwC弁護士法人パートナー  
 2016年 5月 株式会社ラック入社  
 2016年 11月 同社執行役員法務部長  
 2018年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2020年 6月 株式会社ラック非常勤取締役  
 2020年 7月 ヤファー株式会社（現LINEヤファー株式会社）入社  
 2020年 10月 同社法務統括本部法務本部長  
 2023年 4月 同社執行役員法務統括本部長  
 2024年 4月 LINEヤファー株式会社執行役員法務統括本部長  
 2025年 10月 同社執行役員法務コーポレートビジネスユニットリード（現任）  
 2025年 11月 マニー株式会社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

一株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

社外取締役在任期間

8年

**重要な兼職の状況**

LINEヤファー株式会社執行役員法務コーポレートビジネスユニットリード、マニー株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

土屋奈生氏は、他社の執行役員として経営に携わってきた経験、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門知識に基づき、客観的かつ専門的な視点から適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただくと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



7 <sup>にし やま</sup> <sup>よう すけ</sup>  
**西山 洋介** (1954年8月3日生)

**再任** **社外** **独立**

### 略歴、地位及び担当

1977年 4月 サノヤスドック株式会社入社  
 1979年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社  
 2001年 4月 同社滋賀県野洲工場長  
 2003年 8月 京セラSLCテクノロジー株式会社へ転籍 取締役SLC事業部長  
 2004年 10月 同社常務取締役生産本部長  
 2008年 6月 同社専務取締役  
 2013年 10月 旧京セラサーキットソリューションズ株式会社 (2014年10月京セラSLCテクノロジー株式会社と統合) に転籍 代表取締役社長  
 2014年 10月 京セラサーキットソリューションズ株式会社 (2016年4月京セラ株式会社へ吸収合併) 取締役技術開発本部長  
 2016年 4月 京セラ株式会社有機材料部品事業本部技術開発部副事業部長  
 2016年 11月 株式会社ソシオネクスト非常勤顧問  
 ツジコー株式会社非常勤取締役 (現任)  
 日本アドバンストアグリ株式会社非常勤取締役 (現任)  
 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数  
 一株

取締役会への出席状況  
 13回／13回 (100%)

社外取締役在任期間  
 7年

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西山洋介氏は、他社において業務執行取締役及び代表取締役社長として経営に携わってきた経験並びに電子回路基板業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



8 <sup>はら だ</sup> <sup>たかし</sup>  
**原田 隆** (1956年2月13日生)

**再任** **社外** **独立**

### 略歴、地位及び担当

1979年 4月 ソニー株式会社入社  
 1998年 4月 ソニーフランス株式会社アルザス事業所取締役  
 2002年 7月 ソニー株式会社本社総務センター統括部長  
 2010年 6月 ソニー・エナジー・デバイス株式会社常勤監査役  
 2013年 4月 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社監査役  
 2013年 10月 ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社常勤監査役  
 2016年 6月 当社社外監査役  
 2016年 12月 カンタツ株式会社社外監査役  
 2017年 5月 アソビュー株式会社常勤社外監査役  
 2019年 6月 カンタツ株式会社常勤社外監査役  
 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数  
 一株

取締役会への出席状況  
 13回／13回 (100%)

社外取締役在任期間  
 6年

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田隆氏は、他社において監査役として経営に関与してきた経験及び当社の社外監査役としての経験に基づく当社の事業への深い理解に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



9 こばやし とし ふみ  
小林 俊文

(1957年10月4日生)

再任 社外 独立

### 略歴、地位及び担当

1980年 4月 日本オイルシール工業株式会社（現NOK株式会社）入社  
2005年 4月 日本メクトロン株式会社に転籍  
2005年 6月 同社取締役  
2006年 4月 同社常務取締役生産本部長  
2009年 6月 同社代表取締役社長  
2011年 5月 社団法人日本電子回路工業会  
（現一般社団法人日本電子回路工業会）理事  
2012年 2月 同法人副会長  
2013年 5月 同法人会長（現任）  
2019年 11月 日本メクトロン株式会社相談役  
2020年 11月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

一般社団法人日本電子回路工業会会長

所有する当社株式の数  
一株

取締役会への出席状況  
13回／13回（100%）

社外取締役在任期間  
5年7カ月

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林俊文氏は、他社において代表取締役社長として経営に携わってきた経験及び電子回路基板業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  2. 所有する当社株式の数は、2026年3月31日現在のものであり、役員持株会の所有株式も含むものであります。
  3. 各取締役候補者とも、当社の第一回社債型種類株式は保有していません。
  4. 土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
  5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
  6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしており、当該保険契約は2026年12月に更新する予定であります。但し、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、全ての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、各氏が当該保険契約の被保険者となります。
  7. 原田隆氏が2016年12月から社外監査役を務めていたカンタツ株式会社において、2018年ころから2020年12月までの間に不適切な会計処理が行われたとの調査報告が、2021年3月に、同社の親会社であるシャープ株式会社からなされました。同氏は、平素より法令順守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、本件においても、同氏の行った監査役監査により、カンタツ株式会社の経営トップと一部の取締役の入念な隠蔽工作により行われた本件事実が判明するとともに、判明後においてもシャープ株式会社監査部及び外部専門家から構成される調査委員会との緊密な連携による事態の全容解明に努め、再発防止徹底及び法令順守強化に関する意見を述べる等、その職責を適切に遂行しておりました。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリクス

氏名	独立性	企業経営	業界知見	財務会計	営業販売	グローバル 経験	製造技術 研究開発	法務・リス クマネジメ ント	サステナビ リティ・ E S G
名 屋 佑一郎		●	●	●	●	●	●	●	●
坂 手 敦			●	●	●	●	●	●	●
和 田 純 也			●	●		●	●	●	●
桔 梗 芳 人		●	●	●	●	●		●	
名 屋 茂			●	●	●	●	●	●	
土 屋 奈 生	●							●	●
西 山 洋 介	●	●	●	●	●		●		
原 田 隆	●		●	●		●		●	
小 林 俊 文	●	●	●	●	●		●		●

(注) 1. 上記の一覧は、各取締役候補者が保有する知見や経験の全てを表すものではなく主なものに「●」を付けております。

2. 上記の企業経営は、当社グループ子会社における経験を除きます。

〈主なスキルの選定理由〉

スキル	当社に必要な理由
企業経営	メイコーグループ及び社会の発展を展望し、常に変化する事業環境の機会とリスクを把握して企業価値を向上させる意思決定並びに監督機能を発揮するには、会長・社長経験若しくはそれに準ずる経験が求められるため
業界知見	事業方針をはじめとした重要事項の経営判断及びモニタリングを俯瞰的観点から適切に管理・監督するため
財務会計	当社の経営戦略には継続的な設備投資が必要不可欠であり、それを支える適切な資本調達とリスクに強い財務体質構築を財務・税務コンプライアンスを保ちつつ最適なバランスで遂行・監督するため
営業販売	お客様のグローバル化や新規分野へのニーズに対応すべく技術とマーケティングに基づいた事業機会創出を企図した戦略策定・遂行・監督を行うため
グローバル経験	生産・販売拠点をグローバル展開しており、異文化、地政学他さまざまなリスクを理解しグローバルな視点で戦略立案・経営判断・監督を行うため
製造技術 研究開発	グローバルの過酷な競争環境を生き抜き、モノづくりを通してお客様に最高の製品とサービスを提供するべく、生産設備や製造プロセスに関する高度な専門知識に基づく管理・監督を行うため
法務・ リスクマネジメント	社会的責務とお客様のニーズを継続的に満たすべく、リスク管理・コンプライアンス戦略構築・監督を行うため
サステナビリティ・ E S G	気候変動対応、環境負荷低減、人的資本経営、サプライチェーン管理及びコーポレートガバナンス等、持続可能な企業価値向上に関する知見・経験に基づき、戦略立案及び監督を行うため

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役である松田孝広氏及び江尻琴美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役である橋本真一氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



1

うえ き しん じ  
植木 慎二

(1963年1月9日生)

新任

### 略歴及び地位

1985年 4月 当社入社  
2007年 7月 名幸電子（広州南沙）有限公司品質保証部経理  
2020年 4月 当社品質保証本部長  
2023年 4月 当社執行役員（現任）

所有する当社株式の数

普通株式8,591株

取締役会への出席状況

一回／一回（一％）

### 監査役候補者とした理由

植木慎二氏は、当社の品質保証部門の統括を歴任してきた実績及び経験並びに当社製品の製造及び品質に関する幅広い知見を有しております。その実績及び知見を活かし、当社の監査職務に反映いただくため、監査役として選任をお願いするものであります。



## 2 江尻 琴美

(1974年8月12日生)

再任 社外 独立

### 略歴及び地位

1997年 4月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社  
 2008年 12月 第一東京弁護士会登録  
 2009年 1月 敬和総合法律事務所入所  
 2020年 7月 敬和総合法律事務所パートナー（現任）  
 2021年 1月 リンカーズ株式会社社外監査役（現任）  
 2022年 6月 当社社外監査役（現任）  
 2023年 6月 株式会社JSH社外取締役（現任）

所有する当社株式の数  
一株

取締役会への出席状況  
13回／13回（100%）

社外監査役在任期間  
4年

### 重要な兼職の状況

敬和総合法律事務所パートナー、リンカーズ株式会社社外監査役、株式会社JSH社外取締役

### 社外監査役候補者とした理由

江尻琴美氏は、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門知識並びに監査に関する知見を有しております。その専門知識及び経験を生かし、独立した立場から監査の実効性を確保いただくため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外監査役及び社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。



## 3 藤井 英治

(1960年3月7日生)

新任 社外 独立

### 略歴及び地位

1984年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社  
 2010年 4月 パナソニック株式会社R&D本部先行デバイス開発センター所長  
 2015年 7月 同社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社常務（兼）技術本部長  
 2017年 6月 同社執行役員、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社副社長、技術担当（兼）技術本部長  
 2019年 4月 同社執行役員、インダストリアルソリューションズ社副社長、技術担当（兼）技術本部長、知的財産担当  
 2020年 6月 同社常任監査役  
 2022年 4月 パナソニックホールディングス株式会社常任監査役、パナソニック株式会社監査役  
 パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社監査役  
 2024年 12月 株式会社RICOS顧問（現任）  
 2026年 2月 個人情報保護委員会委員（非常勤・現任）

所有する当社株式の数  
一株

取締役会への出席状況  
一回／一回（-%）

社外監査役在任期間  
一年

### 重要な兼職の状況

個人情報保護委員会委員（非常勤）、株式会社RICOS顧問

### 社外監査役候補者とした理由

藤井英治氏は、他社において半導体含む電子部品業界における豊富な経験と知識を有し、副社長として経営に携わってきた経験並びに常任監査役として監査役会運営及び取締役会監督の経験を有しております。その専門知識及び経験を活かし、独立した立場から監査の実効性を確保いただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江尻琴美氏及び藤井英治氏は社外監査役候補者であります。
3. 江尻琴美氏の戸籍上の氏名は、鶴田琴美氏であります。
4. 当社は、江尻琴美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、藤井英治氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、江尻琴美氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、植木慎二氏及び藤井英治氏が監査役に選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、5百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしており、当該保険契約は2026年12月に更新する予定であります。なお、全ての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。監査役候補者各氏が監査役に選任された場合は、監査役各氏が当該保険契約の被保険者となります。
7. 藤井英治氏は2020年6月から2024年6月までパナソニック株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社において、常任監査役を務めておりましたが、同社は、同社の複数のグループ関連会社において、建設工事に関する国家資格を不正に取得していたことを2021年8月に公表し、国家資格をもつ主任技術者等を配置せずに建設工事を行っていたことの調査報告を2022年9月に公表しており、いずれも2025年に行政処分をうけております。また、同社は、グループ会社のパナソニックインダストリー株式会社において、顧客要求仕様未達、UL認証規格不正及び品質不正等を行っていたことの調査報告を2024年11月に公表しております。同氏は、同事案発生時までこれらの事実の認識はありませんでしたが、監査役としてコンプライアンス遵守に対するグループガバナンスの強化を要請するとともに、外部調査委員会の調査及び再発防止策定に協力し、真因に基づく再発防止策定とその実効性・自浄作用・継続性の見届けを同社の取締役会等にて意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しておりました。

(ご参考) 選任後の監査役会の構成

氏名					当社における地位
うえ き 植木	しん じ 慎二	新任			監査役（常勤）
え じり 江尻	こと み 琴美	再任	社外	独立	社外監査役
ふじ い 藤井	えい じ 英治	新任	社外	独立	社外監査役

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における電子部品業界は、AIサーバーをはじめとするデータセンター関連分野では引き続き需要が拡大しました。自動車分野では自動車メーカー各社のEV戦略の見直しが進められたものの、自動運転や運転支援などの需要は堅調に推移しています。一方で、中東情勢の緊迫化や地政学的な緊張、貿易政策の変更など依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは、売上高、利益ともに過去最高を更新しました。車載向け基板は、新規顧客への販売が増加しました。スマートフォン・タブレット向け基板は、ハイエンドモデル向け基板が増加し堅調に推移しました。情報通信向け基板は、衛星通信向けが大きく増加しました。モジュール基板は、SSD、通信モジュールが好調に推移しました。電子機器事業は受託開発案件を中心に堅調に推移しました。利益面では、資源価格高騰の影響を受けましたが、付加価値の高いビルドアップ基板が大幅に増加したことや工場稼働率の向上、生産性改善により好調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、240,574百万円（前期比16.3%増）と前期と比べ33,768百万円の増収となりました。損益面では、営業利益が24,572百万円（前期比28.8%増）、経常利益が26,488百万円（前期比41.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が19,782百万円（前期比32.5%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、49,669百万円でありました。その主なものは、ホアビン工場建設に係る設備投資のほか、ベトナム工場及び天童工場における生産設備の増強に係る設備投資であります。

### (3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、ベトナム工場及びホアビン工場をはじめとした設備投資資金として、金融機関より借入を実施しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「モノづくりを通してお客様に最高の製品とサービスを提供し社員と社会に幸福を」という経営理念の下、企業価値の向上と持続的成長を実現する体制の構築を進めております。

当社グループを取り巻く環境は、地政学リスクの高まりによる生産財・エネルギー価格の高騰や不確実性と不透明感が増す中、エレクトロニクスの進化が社会に大きな変化をもたらしています。こうした環境の下、中東情勢の悪化を受けサプライチェーンの一層の強靱化を進めるとともに、最先端の電子回路基板を大量かつ安定的に供給することが期待されております。

当社グループでは、基板回路事業では車載向け基板が緩やかな成長にとどまるものの、スマートフォン、衛星通信、AIサーバー向け基板の需要の高まりを受け、ベトナム第4工場の量産を開始しております。また、ホアビン工場向けの投資を進めておりましたが今期より量産を開始致します。さらに需要拡大傾向が継続する見通しであることから、ホアビン第2工場、クアンミン第3工場とイエンクアン工場の建設などの投資を進めてまいります。半導体パッケージ基板は、半導体市況の悪化で当初計画に対して遅延が生じておりますが、市況の回復に合わせた工場黒字化に取り組んでまいります。電子機器事業においては、受託開発事業を強化することを目的としたM&Aを行いました。今後グローバルのワンストップサービスを加速することで、事業の拡大を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、売上高では2028年度までの年平均成長率を24%、営業利益では38%の成長に取り組んでまいります。

損益面では、工場、製造工程のスマート化、自動化を推進し、生産性向上や歩留まりの改善を進め、収益性の向上を追求し、持続的競争力維持に努めております。また、環境面においては、脱炭素社会実現に貢献するため、省エネ活動や太陽光発電設備増設を行うとともに、廃棄物削減のためのリサイクルを引き続き推進してまいります。

当社グループは、市場の変化に生産体制を機動的かつ柔軟に対応させつつ、顧客のニーズにあった製品開発を積極的に推進するとともに、社内リソースを最大限活用した、弛まぬ生産性改善を全社一体となって推進し、経営基盤をより強固なものとし、成長し続ける企業として事業に邁進してまいります。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益向上を経営の重要課題の一つとし、利益配分につきましては経営成績等を総合的に勘案し安定的な配当の維持に努めます。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様への利益を確保するため、経営基盤をより一層強化、充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立てることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金を1株当たり70円とし、中間配当は1株当たり45円であったことから、年間配当金は1株当たり115円となります。

今後も引き続き業績向上と財務体質の強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元に努めてまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

	第 48 期 (2023年3月期)	第 49 期 (2024年3月期)	第 50 期 (2025年3月期)	第 51 期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	167,276	179,458	206,806	240,574
営業利益 (百万円)	9,575	11,660	19,083	24,572
経常利益 (百万円)	11,212	14,267	18,763	26,488
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,847	11,310	14,924	19,782
1株当たり当期純利益 (円)	338.94	428.70	569.47	758.59
総資産 (百万円)	202,394	229,960	256,366	335,291
純資産 (百万円)	84,475	105,458	115,605	143,807

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
株式会社山形メイコー	75百万円	100.0	電子関連事業
株式会社宮城メイコー	25百万円	100.0	電子関連事業
株式会社メイコーテック	95百万円	100.0	電子関連事業
株式会社メイコーテクノ	100百万円	100.0	電子関連事業
メイコーエレクトロニクス株式会社	400百万円	100.0	電子関連事業
メイコーエレクトロニクス株式会社	20百万円	100.0 (100.0)	電子関連事業
名幸電子香港有限公司	391,179千USドル	100.0	電子関連事業
名幸電子（広州南沙）有限公司	120,800千USドル	100.0 (66.3)	電子関連事業
名幸電子（武漢）有限公司	173,800千USドル	100.0 (40.7)	電子関連事業
広州市斯皮德貿易有限公司	785千USドル	100.0 (100.0)	電子関連事業
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	90,000千USドル	100.0 (100.0)	電子関連事業
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.	15,000千USドル	100.0	電子関連事業
Meiko Electronics Hoa Binh Co., Ltd.	60,000千USドル	100.0 (100.0)	電子関連事業
Meiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.	21,000千USドル	100.0	電子関連事業
Meiko Electronics America, Inc.	1,500千USドル	100.0	電子関連事業

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の（内書）は、間接所有割合であります。  
2. 上記に掲げた重要な子会社15社は全て連結子会社であります。  
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (8) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業であります。

## (9) 主要な工場及び営業所

本 社	神奈川県綾瀬市	
生産拠点	名 称	所 在 地
国 内	神奈川工場	神奈川県綾瀬市
	福島工場	福島県双葉郡広野町
	河北工場 [株式会社山形メイコー]	山形県西村山郡河北町
	天童工場 [株式会社山形メイコー]	山形県天童市
	石巻工場 [株式会社宮城メイコー]	宮城県石巻市
海 外	中国広州工場 [名幸電子 (広州南沙) 有限公司]	中国
	中国武漢工場 [名幸電子 (武漢) 有限公司]	中国
	ベトナム工場 [Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.]	ベトナム
	タンロン工場 [Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.]	ベトナム
	Meiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
営業拠点	名 称	所 在 地
国 内	本社営業部	神奈川県綾瀬市
	名古屋営業所	愛知県刈谷市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	大宮営業所	埼玉県さいたま市
	水戸営業所	茨城県水戸市
海 外	香港営業所 [名幸電子香港有限公司]	中国
	広州営業部	中国
	Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
	Meiko Electronics America, Inc.	アメリカ

## (10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末増減
男 性	8,053名	1,025名増
女 性	6,279名	601名増
合 計	14,332名	1,626名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（当期の平均雇用人員688名）は含まれておりません。  
2. 上記のうち当社の従業員数は565名です。

## (11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	29,385百万円
株式会社三菱UFJ銀行	16,541百万円
三井住友信託銀行株式会社	14,590百万円
株式会社みずほ銀行	17,012百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	70,000,000株	
	第一回社債型種類株式	100株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	26,000,612株	(自己株式802,708株を除く。)
	第一回社債型種類株式	70株	
(3) 株主数	普通株式	4,105名	
	第一回社債型種類株式	1名	

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
名屋 佑一郎	4,704千株	18.09%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,106	11.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,837	7.07
CLEARSTREAM BANKING S.A.	976	3.75
MSIP CLIENT SECURITIES	830	3.19
名幸興産株式会社	608	2.34
HSBC-FUND SERVICES HSBC - 006 MF EFM	570	2.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505329	556	2.14
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	542	2.09
有限会社ユーホー	521	2.00

- (注) 1. 持株比率については、自己株式（802,708株）を控除して算出しております。  
 2. 自己株式（802,708株）には役員向け株式交付信託及び株式給付信託（J-ESOP）の333,900株を含んでおりませんが、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しております。  
 3. 上記の大株主は、第一回社債型種類株式を保有しておりません。  
 4. 第一回社債型種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	名 屋 佑 一 郎	名幸電子香港有限公司董事 Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. Chairman of the Board Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd. Chairman of the Board 広州市斯皮徳貿易有限公司董事長
代表取締役副社長執行役員	坂 手 敦	基板事業統括本部長
取締役専務執行役員	和 田 純 也	名幸電子（広州南沙）有限公司董事長 名幸電子（武漢）有限公司董事長 管理統括本部長
取締役常務執行役員	桔 梗 芳 人	電子機器事業統括本部長
取締役常務執行役員	名 屋 茂	株式会社メイコーテック代表取締役 基板事業統括本部技術開発本部長
社外取締役	土 屋 奈 生	LINEヤフー株式会社執行役員法務コーポレートビ ジネスユニットリード マニー株式会社社外取締役
社外取締役	西 山 洋 介	
社外取締役	原 田 隆	
社外取締役	小 林 俊 文	一般社団法人日本電子回路工業会会長
常勤監査役	松 田 孝 広	
社外監査役	江 尻 琴 美	敬和綜合法律事務所パートナー リンカーズ株式会社社外監査役 株式会社JSH社外取締役
社外監査役	橋 本 真 一	

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。  
2. 取締役土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏並びに監査役江尻琴美氏及び橋本真一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 社外監査役橋本真一氏は、2025年6月にキオクシアホールディングス株式会社を退職しております。  
4. 社外監査役橋本真一氏は、2026年4月1日付でジャパンマテリアル株式会社の執行役員管理本部長に就任いたしました。

---

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての子会社における取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填する旨の、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。但し、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (万円)	報酬等の種類別の総額 (万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	23,147 (2,340)	12,060 (1,920)	10,020 (420)	1,067 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	2,160 (960)	2,160 (960)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当社は2003年6月27日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。  
3. 上記の非金銭報酬の額は、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」にかかる役員株式給付引当金繰入額として計上した額であります。

#### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の限度額は、2021年6月24日開催の第46期定時株主総会（同総会終結時点における取締役12名、うち社外取締役4名）において年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議しております。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。当社監査役の金銭報酬の限度額は、1984年12月26日開催の第9期定時株主総会（同総会終結時点における監査役2名）において年額30百万円以内と決議し、当該報酬限度額の範囲において、監査役の協議により決定しております。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第46期定時株主総会において、取締役（社外取締役は含まず、業務執行取締役に限る。）に対して、対象期間（当初の信託の期間は3年とする。）に102百万円を当社が拠出する取得資金の上限とし、対象者に付与されるポイント総数の上限を1事業年度あたり28,000ポイント（1ポイントは当社株式1株とする。）とした、株式報酬を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役は含まず、業務執行取締役に限る。）の員数は7名となります。

なお、上記制度につきましては、2024年5月27日開催の取締役会の決議により、対象期間を2024年6月26日開催の第49期定時株主総会の翌日より3年間延長することを決定いたしました。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を、取締役会決議により以下のように定めております。

### イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び株式報酬により、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、原則として基本報酬により構成しております。なお、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、報酬全体のうち業績連動報酬と株式報酬の占める割合が、業績向上と企業価値の向上に対する業務執行役員の意識を高める機能を果たすよう、適切に設定しております。2026年度においては、報酬全体に占める固定の金銭報酬が約6割、業績連動の金銭報酬が約3割、株式報酬が約1割を予定しております。

### ロ 基本報酬（固定報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準及び従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

### ハ 賞与（業績連動報酬等）

業績連動報酬は、業績向上と企業価値向上に対する業務執行取締役の意識を高めるため、各業務執行取締役の年度計画に対する達成状況及び管轄組織の業績を勘案し、当社が定める4つの経営指標「連結売上高」「連結営業利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」「自己資本利益率（ROE）」についての会社目標に対する達成度をもとに算出した額を、賞与として毎年一定の時期に支給しております。

具体的には、期初に取締役会が設定した各指標の目標値に対し実績値の達成率を評価し、各指標に付与したウエイト（連結売上高：20%、連結営業利益：40%、親会社株主に帰属する当期純利益：20%、ROE：20%）に基づいてスコアリングした総合評価結果を賞与額に反映いたします。

これら4指標を採用する理由は、①売上拡大、②収益性向上、③最終利益確保、④資本効率の改善という多面的な観点から経営成果を測定し、業務執行取締役が企業価値の持続的向上の意識を高めるためであります。

---

なお、業務執行取締役の基本報酬のうち、業績連動部分については、取締役の役位、職責等の他、各月における各業務執行取締役及び管轄する組織の業績等も加味して総合的に決定しています。上記賞与額算出根拠の明確化は2025年3月24日開催の取締役会にて了承されました。

また、当連結会計年度の売上高の実績は240,574百万円、営業利益の実績は24,572百万円、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は19,782百万円、自己資本利益率（ROE）の実績は16.2%であります。

## 二 株式報酬

株式報酬は、取締役が株価変動による利益又はリスクを株主と共有することで、業績向上、企業価値向上に対する意欲を高めるため、株式給付信託の方式により、毎年、一定の時期に、業務執行取締役を対象に、予め定められた固定額相当の株式給付ポイントを交付し、当該取締役退任時に、当該株式を交付するものであります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定にかかる委任に関する事項

各取締役の個人別報酬の具体的な内容は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最適と判断する代表取締役社長にその決定を委任することとし、当事業年度においても、2025年6月26日開催の取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長執行役員名屋佑一郎が、取締役会で決議された決定方針に従い、決定しております。

なお、委任を受けた代表取締役社長の決定に基づき支払われた報酬総額について、取締役会に諮り、報酬限度額の範囲内に収まっていること、また、業績連動報酬等の額も、指標とした実績に占める割合が不相当でないこと等から、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	土 屋 奈 生	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、当社の業務執行上のリスクに関する問題提起を行うなど、企業法務の専門的視点による発言を通じて、当社の経営への適切な監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	西 山 洋 介	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社における経営者としての経験、電子回路基板業界で培った豊富な経験と知見に基づき、電子回路基板事業の経営者視点による発言を通じて、当社の経営への適切な監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	原 田 隆	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社において役員として経営に関与した経験に基づき、当社の経営に関する議論の活発化を促進する助言を行うなど、その専門的視点による発言を通じて、当社の経営への適切な監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	小 林 俊 文	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、電子回路基板事業を営む他社における経営者としての経験と豊富な知識に基づき、業界特有の事情等に関する助言を行うなど、電子回路基板事業の経営者視点による発言を通じて、当社の経営への適切な監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外監査役	江 尻 琴 美	当事業年度開催の取締役会13回全て及び監査役会11回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、企業法務に関する専門的視点から、適宜発言を行うとともに取締役の職務の執行の監査を行っております。
社外監査役	橋 本 真 一	社外監査役就任後開催の取締役会13回全て及び監査役会11回全てに出席し、他社において執行役員として経営に携わってきた経験及び半導体業界における豊富な経験と知識に基づき、その専門的視点から、適宜発言を行うとともに取締役の職務の執行の監査を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき当事業年度に係る金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し検討した結果、会計監査人の報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当社監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正な職務の遂行が困難であると判断する場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

### I. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) メイコーグループのコンプライアンスを確保するための体制

- ① 「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は、当社及び当社子会社（以下「メイコーグループ」という。）に係るコンプライアンス施策、年間活動の策定・実施・モニタリング及びコンプライアンス違反事件についての分析と検討を行い、その結果を踏まえた再発防止策の立案・実施の推進に関する指導監督を行う。
- ② 委員会は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、メイコーグループの取締役及び使用人に対して、適宜コンプライアンス教育を実施する。
- ③ 代表取締役社長（以下「社長」という。）直属の内部監査部門を設置し、メイコーグループにおける業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施し、監査結果を社長及び本社取締役会（以下「取締役会」という。）に報告する。
- ④ 内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反行為に関する相談窓口を当社総務本部人事担当部門及び法律事務所に設置し、メイコーグループにおける法令違反並びに定款違反及び社内規程違反の発見、又はそのおそれのある事実の早期発見のため、その利用を促進する。また、内部通報者及び通報に係る調査の協力者等に対する不利益な取扱いを禁止する。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、重要会議議事録、その他取締役の職務の執行状況を示す主要な稟議決裁記録等は、法令及び社内規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存・管理する。
- ② 取締役、監査役及び内部監査部門は、上記記録について、いつでも閲覧できる。

### **(3) メイコーグループのリスク管理に関する体制**

- ① メイコーグループのリスク管理を円滑に実施するために、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき委員会を設置する。委員会において、メイコーグループが事業を継続し、安定的発展を確保する際に直面しうる重大なリスク（人的被害、物的被害、機会損失、風評被害などの発生により、会社に重大な経済的損失をもたらす存在的要因や危険）を把握し、リスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定等を行う。
- ② メイコーグループにおいて、不測の事態が発生した場合、又は、重大なリスクの顕在化の兆しを認知した場合、直ちに社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、統括的な危機管理を行い、損害の拡大防止を図る。

### **(4) メイコーグループの取締役による効率的な職務の執行を確保するための体制**

- ① 取締役会は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を見直すことにより、社長から取締役及び執行役員に対して権限移譲を進め、メイコーグループの事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行体制を構築する。
- ② 取締役会は、メイコーグループの課題に対する進捗状況を確認し、適宜、改善策を実施する。
- ③ 取締役は、毎週又は毎月行われる報告会議等を通じて、メイコーグループの製造・販売の状況に関して、適時・適切に業績を把握する。

### **(5) メイコーグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコーグループ行動規範」を通じて、子会社の取締役及び使用人による遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して、当該子会社の事業運営に関する重要な事項の決定について当社の事前承認又は当社に対する報告を義務付けるものとする。また、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行わせる。
- ③ 当社の内部監査部門は、メイコーグループ全体の業務執行状況及びリスク管理状況の監査を定期的実施する。

---

## **(6) 監査役の職務を補助すべき補助用人に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な補助者を当社の使用人から任命し、当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役からの指揮命令を優先させるものとする。
- ② 補助使用人の人事評価、任命・異動等については、監査役の同意を得た上で決定する。

## **(7) 監査役への報告に関する体制**

- ① メイコーグループの取締役及び使用人は、メイコーグループにおいて、重要なコンプライアンス違反、その他著しい損害を及ぼす恐れのある事項について、遅滞なく監査役へ報告する。
- ② 当社は、監査役への報告を行ったメイコーグループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## **(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制**

- ① 当社は、監査役による社長との定期的な意見交換、取締役及び執行役員等への定期ヒアリングの機会の設定、弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査部門との連携が図られる環境を整備する等、監査役が実効性のある監査を行うことができるように努める。
- ② 監査役は、監査方針等に則り、取締役会に加えて重要会議等に出席するとともに、稟議決裁書類等の閲覧、当社及び重要な子会社の業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。また、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用の処理に応じる。

---

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づき、メイコーグループにおける内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期は、内部統制上の重要性に鑑み、主に以下の取り組みを実施しております。

### (1) コンプライアンスに係る取り組み

コンプライアンス意識の醸成を図るため、従業員に対して、eラーニングによるコンプライアンス教育の実施、社内ホームページへのコンプライアンス記事の掲載及びコンプライアンスメールマガジンの配信等により、継続的な教育及び啓蒙活動を行っております。また、内部通報窓口の周知に努めており、窓口へ届いた通報及び相談に対して、内部通報規程に準じた事実関係の調査を行い、必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じております。当期は、隔年ごとに実施している従業員コンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの醸成や推進の確認を行っております。また、メイコーグループのコンプライアンスを確保する体制として、リスクコンプライアンス委員会を年間2回、定期開催しました。

### (2) リスク管理及び危機管理に係る取り組み

メイコーグループ全ての工場の防災管理が、リスク管理や危機管理における取り組みの重要な対象であるという認識から、当期も引き続き、防災対策本部を中心とした災害発生の予防措置の評価及びモニタリングを実施し、執行役員会へ報告を行っております。また、災害備蓄品を準備するとともに、「安否確認サービスの運用訓練」を2回実施し、従業員の危機管理意識の醸成に努めております。

その他の取り組みとして、近年、急増しているサイバーセキュリティリスクに対する対応として、社内システムの見直しを行いシステムの強化を実施しました。さらに外部機関による脆弱診断や標的型攻撃メールを想定した訓練を実施し、体制の強化を図っております。また、BCPの基本方針に基づく大規模災害を特定し、手順書の定期的な見直しを行いました。

### **(3) 情報の保存及び管理に係る取り組み**

取締役会議事録、重要会議議事録、その他取締役の職務の執行状況を示す主要な稟議及びその決議記録等は、法令及び社内規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保管するとともに、取締役、監査役及び内部監査部門にて閲覧可能な状態にて管理しております。また、当社では、メイコーグループ全体で、ISO27001に適合した情報管理体制を構築し、情報資産の管理に努めるとともに、情報管理体制の実効性を高めるべく、情報セキュリティ管理規程を定め、情報セキュリティ推進委員会を設置し、情報管理を分析して策定した計画を実行し、その結果を審査し、レビューし、改善するというマネジメントサイクルを維持しております。当期におきましても、外部認証機関によるサーベイランス審査を受け、ISO27001認証を維持しております。

### **(4) グループ会社における業務の適正性確保に係る取り組み**

当社「稟議規程」に基づき、グループ会社（当社子会社をいう。以下同じ）毎に、各社の規模や事業内容等に応じて、「決裁権限基準表」を制定し適宜見直しを行うことで、事前承認、稟議決裁及び報告が行われるよう体制を整備し、これらの基準や体制に基づく意思決定がなされることで、適切かつ実効的なグループ会社管理を行っております。

また、グループ会社の業務執行に係る重要事項は、適切に当社への報告がなされており、必要に応じて取締役会、執行役員会で審議を行っております。さらに、社長直属の内部監査部門が当社各部門及びグループ会社について、内部監査を実施し、改善のための指摘及び提言を行うとともに、監査結果を社長及び取締役会に報告しており、監査役との定期情報共有も行っております。

### **(5) 取締役の職務執行の効率性に係る取り組み**

当期は、取締役会規則等に基づき、取締役会を13回開催し、適宜、各上程事項を審議し、迅速かつ効率的な意思決定を行っております。また、執行役員会規程に基づき、執行役員会を9回開催し、取締役会で審議・決裁された重要な業務執行の方針に基づく実務レベルでの討議を行っております。さらに、毎週行われる情報交換会（朝会）や月次で開催される製販技術会議等を通じ、取締役が適時・適切に業績把握をしております。

### **(6) 監査役監査に係る取り組み**

監査役は、当社の各部門及び海外事業所の監査、取締役会、情報交換会（朝会）及び製販技術会議等の重要会議への出席並びに社長、会計監査人及び内部監査室等との定期的な会合を通じ、内部統制の整備状況や運用状況の確認を実施しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>142,528</b>
現金及び預金	27,505
受取手形	3,256
売掛金	56,592
電子記録債権	1,789
商品及び製品	12,164
仕掛品	11,715
原材料及び貯蔵品	25,651
未収入金	1,483
その他	2,429
貸倒引当金	△60
<b>固定資産</b>	<b>192,763</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>174,893</b>
建物及び構築物	45,159
機械装置及び運搬具	69,675
土地	2,662
リース資産	2,152
建設仮勘定	50,854
その他	4,389
<b>無形固定資産</b>	<b>5,029</b>
のれん	4,274
その他	754
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,840</b>
投資有価証券	6,799
長期貸付金	1,591
繰延税金資産	1,826
その他	2,653
貸倒引当金	△30
<b>資産合計</b>	<b>335,291</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>128,294</b>
支払手形及び買掛金	39,036
短期借入金	42,976
1年内返済予定の長期借入金	20,692
リース債務	218
未払法人税等	4,779
賞与引当金	2,055
役員賞与引当金	103
その他	18,432
<b>固定負債</b>	<b>63,189</b>
長期借入金	57,642
リース債務	378
長期未払法人税等	236
役員退職慰労引当金	215
株式給付引当金	306
役員株式給付引当金	62
退職給付に係る負債	3,163
その他	1,184
<b>負債合計</b>	<b>191,484</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>98,765</b>
資本金	12,888
資本剰余金	13,820
利益剰余金	74,698
自己株式	△2,641
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>37,502</b>
その他有価証券評価差額金	△127
繰延ヘッジ損益	△57
為替換算調整勘定	37,514
退職給付に係る調整累計額	172
<b>非支配株主持分</b>	<b>7,538</b>
<b>純資産合計</b>	<b>143,807</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>335,291</b>

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		240,574
売上原価		190,144
売上総利益		50,430
販売費及び一般管理費		25,857
営業利益		24,572
営業外収益		
受取利息	674	
受取配当金	25	
為替差益	2,514	
その他	1,236	4,449
営業外費用		
支払利息	1,945	
その他	588	2,534
経常利益		26,488
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	566	
補助金収入	988	1,575
特別損失		
固定資産除売却損	627	
投資有価証券売却損	26	653
税金等調整前当期純利益		27,410
法人税、住民税及び事業税	7,360	
法人税等調整額	96	7,457
当期純利益		19,953
非支配株主に帰属する当期純利益		171
親会社株主に帰属する当期純利益		19,782

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,888	13,820	57,649	△2,666	81,691
当期変動額					
剰余金の配当			△2,733		△2,733
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,782		19,782
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				25	25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	17,048	25	17,074
当期末残高	12,888	13,820	74,698	△2,641	98,765

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	92	50	26,322	82	26,547	7,367	115,605
当期変動額							
剰余金の配当							△2,733
親会社株主に帰属する 当期純利益							19,782
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△219	△107	11,192	90	10,955	171	11,126
当期変動額合計	△219	△107	11,192	90	10,955	171	28,201
当期末残高	△127	△57	37,514	172	37,502	7,538	143,807

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 15社

###### 連結子会社の名称

株式会社山形メイコー  
株式会社宮城メイコー  
株式会社メイコーテック  
株式会社メイコーテクノ  
メイコーエレクトロニクス株式会社  
メイコーエレクトロニクス株式会社  
名幸電子香港有限公司  
名幸電子(広州南沙)有限公司  
名幸電子(武漢)有限公司  
広州市斯皮德貿易有限公司  
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.  
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.  
Meiko Electronics Hoa Binh Co., Ltd.  
Meiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.  
Meiko Electronics America, Inc.

##### (2) 主要な非連結子会社名

Meiko Electronics Europe GmbH

###### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社数 1社

###### 会社等の名称

Allied Circuit Meiko Vietnam Co., Ltd.

当連結会計年度において、Allied Circuit Meiko Vietnam Co., Ltd.を新たに設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

Meiko Electronics Europe GmbH

###### 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、名幸電子香港有限公司、名幸電子(広州南沙)有限公司、名幸電子(武漢)有限公司、広州市斯皮德貿易有限公司、Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.、Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.及びMeiko Electronics Hoa Binh Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

###### 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

###### 主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

###### 時価法

###### ③ 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～10年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。

###### a 一般債権

貸倒実績率によっております。

###### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

###### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

###### ⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ⑥ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業を主としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。ただし、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び鋼スワップ取引）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引の内容については定期的に取締役会に報告しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～10年）による定率法（一部の連結子会社は定額法）により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

## 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度297百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」(当連結会計年度179百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(固定資産の減損)

有形固定資産	174,893百万円
無形固定資産	5,029百万円
投資その他の資産	1,618百万円

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(のれんの評価)

のれん	4,274百万円
-----	----------

のれんの価額は、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であり、事業計画等により算定した将来キャッシュ・フローを、現在価値に割引引くこと等により評価した企業価値に基づく取得価額から、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を控除して算定しております。

のれんは、事業計画の達成状況を検討し減損の兆候を把握しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産	1,826百万円
--------	----------

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年3月13日付で、FCLコンポーネント株式会社(以下「FCL」という。)が保有する複合事業(EMS)(以下「対象事業」という。)を、FCLの完全子会社である長野FCLコンポーネント株式会社(以下「NFCL」という。)に対して会社分割(吸収分割)により承継させた後、NFCLの全株式を取得し子会社とすることについて決定いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	長野FCLコンポーネント株式会社
事業の内容	各種電子機器に組み込む各種電子デバイスの開発/設計、製造(キーボード・タッチパネル・サーマルプリンタ・コネクタ・サーバコントロールユニット・車載電装ユニット、無線モジュール等)

#### ② 企業結合を行う主な理由

対象事業は、開発・設計・製造の各領域において高い専門性を有する技術者を多数擁しており、NFCLが当社グループに加わることによって、NFCLが保持する技術などを活用した製品の提案が可能となります。これにより当社の製品ラインナップにキーボード・タッチパネル・サーマルプリンタ・コネクタ・サーバコントロールユニット・車載電装ユニット、無線モジュール等が加わり、お客様が期待する高度な技術開発力をより一層強固に構築することが可能となります。

#### ③ 企業結合日

2026年6月1日(予定)

#### ④ 企業結合の法的形式

株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

メイコーエレクトロニクス株式会社

#### ⑥ 取得する議決権比率

100%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

### (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,981百万円
取得原価		10,981百万円

### (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

### (4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

### (5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

### (役員向け株式交付信託)

当社は、2021年6月24日開催の第46期定時株主総会決議に基づき、当社の株価や取締役の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び中長期的な業績向上への取締役の意欲や士気を高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

また、本制度は2024年5月27日開催の取締役会の決議により、対象期間を3年間延長することを決定しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付されるという株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は78百万円であり、期末株式数は26,900株であります。

(株式給付信託(J-ESOP))

当社は、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社グループ会社の従業員(以下「従業員」という。)に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)を給付する仕組みです。当社及び当社グループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は1,146百万円であり、期末株式数は307,000株であります。

#### 連結貸借対照表に関する注記

- |   |            |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                       | 164,928百万円 |
| 2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。 |            |
| 圧縮記帳額   | 832百万円     |
| (うち、建物及び構築物)  | 616百万円     |
| (うち、機械装置及び運搬具)  | 209百万円     |
| (うち、その他)  | 6百万円       |

#### 連結損益計算書に関する注記

法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額  
569百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	26,803,320	—	—	26,803,320
第一回社債型種類株式 (株)	70	—	—	70

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,143,447	61	6,900	1,136,608

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式26,900株及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式307,000株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加61株は、単元未満株式の買取りであります。
3. 普通株式の自己株式の減少6,900株は、「株式給付信託(J-ESOP)」による給付であります。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日取締役会	普通株式	1,248	48.00	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年5月13日取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,243,835.60	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年10月27日取締役会	普通株式	1,170	45.00	2025年9月30日	2025年11月28日
2025年10月27日取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,256,164.40	2025年9月30日	2025年11月28日

- (注) 1. 2025年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。
2. 2025年10月27日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,820	70.00	2026年3月31日	2026年6月12日
2026年5月13日取締役会	第一回社債型 種類株式	利益剰余金	157	2,243,835.60	2026年3月31日	2026年6月12日

- (注) 2026年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子回路基板の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債務の残高の範囲内であるものを除き、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債権の残高の範囲内であるものを除き、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、銅の市場価格の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした銅スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4.会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用する場合があります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、社内管理規程に従い、担当部署が裁決担当者の承認を得て行い、経理本部で管理しております。デリバティブ取引の内容については、定期的に取締役会に報告しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを履行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	984	984	－
資産計	984	984	－
(1) 長期借入金 (※1)	78,334	78,015	△318
(2) リース債務 (※1)	596	596	△0
負債計	78,931	78,612	△319
デリバティブ取引 (※2)	(83)	(83)	－

(※1) 長期借入金及びリース債務には、1年内の返済予定分を含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、その他有価証券において、連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	203	88	115
小計	203	88	115
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	780	1,016	△235
小計	780	1,016	△235
合計	984	1,105	△120

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

- (1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,975	3,075	36
	合計		3,975	3,075	36

- (2) 商品関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	銅スワップ取引	原材料	842	-	△83
	合計		842	-	△83

2. 市場価格のない株式等は、「資産(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	5,517
投資有価証券（投資事業組合等への出資金）（※）	297

（※）「投資有価証券（投資事業組合等への出資金）」については時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	27,505	-	-	-
受取手形	3,256	-	-	-
売掛金	56,592	-	-	-
電子記録債権	1,789	-	-	-
未収入金	1,483	-	-	-
長期貸付金（※）	351	1,399	191	-
合計	90,979	1,399	191	-

（※）長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	42,976	-	-	-	-	-
長期借入金	20,692	19,631	14,982	14,160	8,827	39
リース債務	218	153	141	83	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	984	—	—	984
資産計	984	—	—	984
デリバティブ取引 商品関連	—	83	—	83
負債計	—	83	—	83

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	78,015	—	78,015
リース債務	—	596	—	596
負債計	—	78,612	—	78,612

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

鋼スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は、金利スワップ取引の特例処理の対象とされており、当該金利スワップ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した情報は、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

	当連結会計年度
日本	79,056
ベトナム	40,780
中国	39,353
米国	34,924
アジア	35,364
欧州	3,577
その他	7,519
顧客との契約から生じる収益	240,574
その他の収益	—
外部顧客への売上高	240,574

(注) 前連結会計年度において、「北米」に含めていた「米国」の売上高は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	48,745
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	61,638
契約負債 (期首残高)	46
契約負債 (期末残高)	8

契約負債は、製品の受渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、46百万円であります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 5,030円31銭

1 株当たり当期純利益 758円59銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は338,610株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は333,900株であります。

2. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、純資産の部の合計額143,807百万円から非支配株主持分7,538百万円、第一回社債型種類株式払込金額7,000百万円及び第一回社債型種類株式配当額157百万円を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益の算定にあたっては、親会社株主に帰属する当期純利益19,782百万円から第一回社債型種類株式配当額315百万円を控除して算出してしております。

## 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2026年4月8日開催の取締役会において、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）に子会社を設立することを決議いたしました。

なお、当該子会社は、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当します。

(1) 設立の目的

アセアン地区でのサプライチェーン構築を進める顧客の需要が当社グループの既存工場及び建設中の工場の生産能力を上回ることで見込まれることから当該子会社を設立し、新工場を建設することいたしました。

(2) 子会社の概要

名称	Meiko Electronics Yen Quang Co., Ltd.
所在地	ベトナム フート省
代表者の役職・氏名	General Director 土橋 昭人
事業の内容	電子回路基板の製造
資本金	50百万米ドル
設立の時期	2026年4月22日
出資比率	当社 100%

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>53,923</b>	<b>流動負債</b>	<b>89,468</b>
現金及び預金	4,735	支払手形	0
受取手形	7	買掛金	14,253
売掛金	20,635	短期借入金	47,655
電子記録債権	1,091	1年内返済予定の長期借入金	19,675
商品及び製品	4,017	リース債務	46
仕掛品	692	未払金	3,544
原材料及び貯蔵品	591	未払費用	431
前払費用	217	未払法人税等	2,695
関係会社短期貸付金	3,529	預り金	121
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,585	賞与引当金	846
その他	7,824	役員賞与引当金	100
貸倒引当金	△4	その他	97
<b>固定資産</b>	<b>139,051</b>	<b>固定負債</b>	<b>57,153</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>40,610</b>	長期借入金	54,337
建物	15,558	退職給付引当金	2,231
構築物	285	役員退職慰労引当金	215
機械及び装置	15,360	株式給付引当金	306
車両運搬具	6	役員株式給付引当金	62
工具、器具及び備品	649	<b>負債合計</b>	<b>146,622</b>
土地	2,439	<b>純資産の部</b>	
リース資産	68	<b>株主資本</b>	<b>46,282</b>
建設仮勘定	6,240	<b>資本金</b>	<b>12,888</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>215</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>14,306</b>
ソフトウェア	200	資本準備金	4,041
その他	14	その他資本剰余金	10,264
<b>投資その他の資産</b>	<b>98,225</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>21,729</b>
投資有価証券	709	その他利益剰余金	21,729
関係会社株式	65,913	別途積立金	2,825
関係会社長期貸付金	29,653	繰越利益剰余金	18,904
繰延税金資産	1,396	<b>自己株式</b>	<b>△2,641</b>
その他	572	<b>評価・換算差額等</b>	<b>69</b>
貸倒引当金	△18	その他有価証券評価差額金	69
<b>資産合計</b>	<b>192,974</b>	<b>純資産合計</b>	<b>46,352</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>192,974</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	80,256	
売上原価	68,507	
<b>売上総利益</b>	<b>11,748</b>	
販売費及び一般管理費	6,853	
<b>営業利益</b>	<b>4,895</b>	
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,723	
受取配当金	2,003	
為替差益	3,040	
その他	397	7,164
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,855	
その他	365	2,220
<b>経常利益</b>	<b>9,839</b>	
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	566	
補助金収入	988	1,562
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	70	
投資有価証券売却損	26	96
<b>税引前当期純利益</b>	<b>11,304</b>	
法人税、住民税及び事業税	2,734	
国際最低課税額に対する法人税等	120	
法人税等調整額	△194	2,660
<b>当期純利益</b>	<b>8,644</b>	

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,888	4,041	10,264	14,306	2,825	12,993	15,818
当期変動額							
剰余金の配当						△2,733	△2,733
当期純利益						8,644	8,644
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	5,911	5,911
当期末残高	12,888	4,041	10,264	14,306	2,825	18,904	21,729

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,666	40,346	92	34	126	40,473
当期変動額						
剰余金の配当		△2,733				△2,733
当期純利益		8,644				8,644
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	25	25				25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△23	△34	△57	△57
当期変動額合計	25	5,936	△23	△34	△57	5,879
当期末残高	△2,641	46,282	69	-	69	46,352

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式
      - 移動平均法による原価法
      - その他有価証券
        - 市場価格のない株式等以外のもの
          - 時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
        - 市場価格のない株式等
          - 主として移動平均法による原価法
      - 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
        - 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
    - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
      - 時価法
    - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
      - 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
  2. 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
      - 定額法によっております。
      - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	2～47年
機械及び装置・車両運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年
    - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
      - 定額法によっております。
      - また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
    - (3) リース資産
      - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法によっております。
  3. 引当金の計上基準
    - (1) 貸倒引当金
      - 債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。
        - 一般債権
          - 貸倒実績率によっております。
        - 貸倒懸念債権及び破産更生債権
          - 財務内容評価法によっております。
    - (2) 賞与引当金
      - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
    - (3) 役員賞与引当金
      - 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。  
①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末支給額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金  
株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (7) 役員株式給付引当金  
役員株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準  
当社は、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業を主としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。ただし、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。  
取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。
5. ヘッジ会計の方法  
(1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段  
デリバティブ取引（金利スワップ取引）  
ヘッジ対象  
相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの
- (3) ヘッジ方針  
ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。  
ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。
- (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの  
取引の内容については定期的に取締役会に報告しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」(当事業年度179百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りにに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(固定資産の減損)

有形固定資産	40,610百万円
無形固定資産	215百万円
投資その他の資産	267百万円

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

関係会社株式	65,913百万円
--------	-----------

市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。また、企業買収により超過収益力を見込んで関係会社株式等の取得を行った場合には、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産	1,396百万円
--------	----------

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報に関する注記

(取得による企業結合)

連結計算書類の「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(役員向け株式交付信託)

連結計算書類の「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式給付信託(J-ESOP))

連結計算書類の「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,256百万円
2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	832百万円
（うち、建物）	598百万円
（うち、構築物）	18百万円
（うち、機械及び装置）	209百万円
（うち、工具、器具及び備品）	6百万円
3. 保証債務  
次の関係会社の借入金に対する債務保証を行っております。

名幸電子香港有限公司	
USドル建契約分	1,481百万円 (9,268千USドル)
RMB建契約分	4,321百万円 (187,000千RMB)
Meiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.	
USドル建契約分	639百万円 (4,000千USドル)
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	8,962百万円
短期金銭債務	18,892百万円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	11,810百万円
営業取引（支出分）	59,666百万円
営業取引以外の取引（収入分）	3,701百万円
営業取引以外の取引（支出分）	118百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,143,447	61	6,900	1,136,608

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式26,900株及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式307,000株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加61株は、単元未満株式の買取りであります。
3. 普通株式の自己株式の減少6,900株は、「株式給付信託(J-ESOP)」による給付であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

賞与引当金	266百万円
退職給付引当金	702百万円
役員退職慰労引当金	67百万円
株式給付引当金	96百万円
役員株式給付引当金	19百万円
未払事業税	150百万円
貸倒引当金	7百万円
棚卸資産評価損	37百万円
減価償却超過額	138百万円
減損損失	67百万円
関係会社株式評価損	3,180百万円
ゴルフ会員権評価損	10百万円
投資簿価修正	370百万円
その他	85百万円
繰延税金資産小計	5,199百万円
評価性引当額	△3,760百万円
繰延税金資産合計	1,439百万円

### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△31百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△43百万円
繰延税金資産純額	1,396百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社エム・ディー・システムズ	神奈川県厚木市	15	基板設計	(所有) 直接 14.7%	営業上の取引	製品の仕入(※1)	221	買掛金	31
							製品の販売(※1)	22	売掛金	2

(注) 1. 株式会社エム・ディー・システムズにつきましては、当社代表取締役社長執行役員 名屋佑一郎の近親者 名屋精一が議決権の52.3%(間接所有含む)を所有しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 販売及び仕入価格は、市場価格、総原価等を勘案して、交渉の上決定しております。

### 2. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社山形メイコー	(所有) 直接 100.0%	兼任3名	営業上の取引	基板仕入(※3)他	9,831	前渡金	2,857
子会社	株式会社宮城メイコー	(所有) 直接 100.0%	兼任3名	営業上の取引	基板仕入(※3)他 資金の貸付(※1)	1,339 400	関係会社短期貸付金(※1) 買掛金	1,200 151
子会社	メイコーエレクティベロップ株式会社	(所有) 直接 100.0%	兼任2名	営業上の取引	製品の販売(※3) 資金の借入(※2) 資金の返済(※2)	7,721 7,000 7,000	売掛金 関係会社短期借入金(※2)	2,209 7,000
子会社	名幸電子香港有限公司	(所有) 直接 100.0%	兼任2名	営業上の取引	債務保証(※4)	5,803	—	—
子会社	名幸電子(広州南沙)有限公司	(所有) 直接 33.7% 間接 66.3%	兼任3名	営業上の取引	基板仕入(※3)他	10,684	買掛金	3,348
子会社	名幸電子(武漢)有限公司	(所有) 直接 59.3% 間接 40.7%	兼任3名	営業上の取引	基板仕入(※3)他	16,696	買掛金	5,386
子会社	Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	(所有) 間接 100.0%	兼任3名	営業上の取引	基板仕入(※3)他 資金の貸付(※1) 資金の回収(※1) 利息の受取(※1)	17,886 15,266 5,690 991	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1) 買掛金	7,355 17,828 2,030
子会社	Meiko Electronics Hoa Binh Co., Ltd.	(所有) 間接 100.0%	—	営業上の取引	資金の貸付(※1) 資金の回収(※1) 利息の受取(※1)	13,345 1,222 482	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1)	2,878 10,233
子会社	Meiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.	(所有) 直接 100.0%	兼任2名	営業上の取引	資金の貸付(※1) 資金の回収(※1) 債務保証(※4)	3,582 3,890 639	関係会社短期貸付金(※1)	2,318
子会社	Meiko Electronics Quang Minh Co., Ltd.	(所有) 直接 100.0%	兼任1名	営業上の取引	資金の貸付(※1) 資金の回収(※1)	543 492	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(※1) 関係会社長期貸付金(※1)	351 1,591

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 短期貸付金及び長期貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(※2) 短期借入金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の提供等は行っておりません。

(※3) 販売及び仕入価格は、市場価格、総原価等を勘案して、交渉の上決定しております。

(※4) 債務保証については、金融機関からの借入金に対する保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,527円09銭
1株当たり当期純利益	324円57銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は338,610株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は333,900株であります。

2. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、純資産の部の合計額46,352百万円から第一回社債型種類株式払込金額7,000百万円及び第一回社債型種類株式配当額157百万円を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当期純利益8,644百万円から第一回社債型種類株式配当額315百万円を控除して算出しております。

### 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社メイコー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中山 博 樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイコーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

---

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社メイコー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイコーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

---

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社メイコー 監査役会

常勤監査役 松 田 孝 広 ㊟

社外監査役 江 尻 琴 美 ㊟

社外監査役 橋 本 真 一 ㊟

以 上

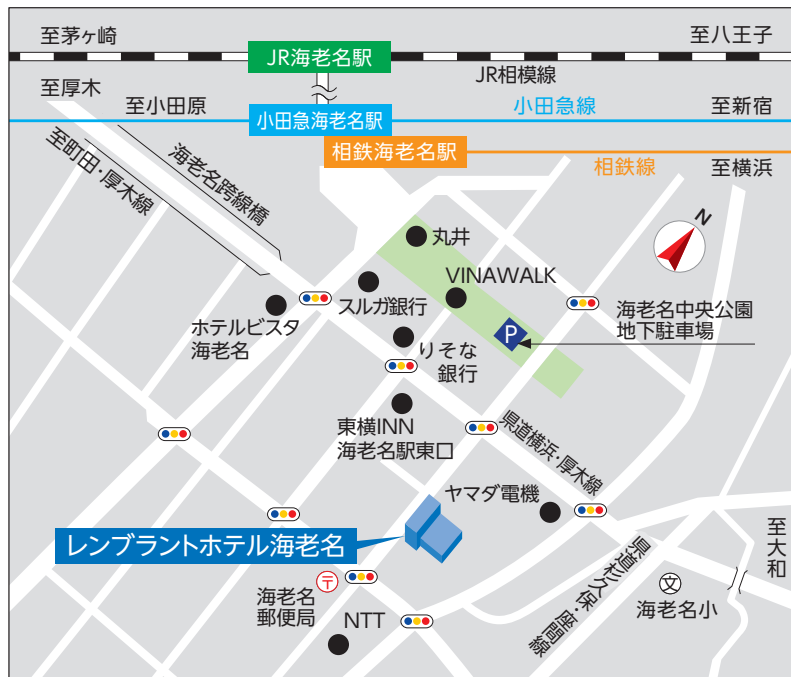
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号

**レンブラントホテル海老名 3階 ラ・ローズ**

電話：046-235-4411



## 交通

小田急線、相鉄線、JR相模線

**海老名駅東口より徒歩10分**

- 小田急線／新宿駅より急行で50分
- 相鉄線／横浜駅より40分
- JR相模線／茅ヶ崎駅より30分